

インフルエンザ予防接種の効果・副反応・救済制度について

1 インフルエンザとは

インフルエンザは、感染者の咳やくしゃみなどから放出されるウイルスが広がり、それを吸い込むことによって感染します（飛沫感染）。また、ウイルスが付着したものに触れた手で眼や鼻、口などの粘膜に触り、そこからウイルスが侵入して感染する場合があります（接触感染）。

症状は、突然の発熱・頭痛・関節痛・筋肉痛・のどの痛み・せき・鼻水等で風邪にくらべて全身の症状が強いのが特徴です。気管支炎や肺炎等と合併し、重症化することも多くあります。

2 インフルエンザ予防接種の有効性

インフルエンザ予防接種の有効性は、世界的にも認められています。

1歳以上6歳未満での発病阻止効果は、約30%前後とされています。

予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまで2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5ヶ月とされています。毎年、インフルエンザが流行する前の12月中旬までに接種をしておくことがより効率的に予防接種の有効性を高めます。

3 インフルエンザ予防接種後の副反応の対応

接種後に注射跡が、わずかに赤みを帯びる・腫れる・痛むまたは、微熱・寒気・頭痛・全身のだるさがみられることがあります。通常2～3日のうちに治ります。

また、接種後数日から2週間以内に発熱・頭痛・けいれん・運動障害・意識障害の症状があらわれるなどの報告があります。非常にまれですが接種後、注射跡が痛みや熱をもってひどく腫れたり、ショックや全身のじんましん、繰り返して吐く、顔色が悪い、低血圧、高熱、呼吸困難などの症状があらわれたら、すぐに病（医）院で受診してください。

4 予防接種を受ける前に

インフルエンザの予防接種について、この説明書をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。ワクチン接種は体調のよいときに受けるのが基本ですので、特に基礎疾患のある方は、病状が悪化していたり、全身が衰弱している場合は避けた方がよいと考えられます。気にかかる場合は、接種前に担当の医師に相談してください。十分に納得できない場合は、接種を控えてください。

予診票は、接種をする医師にとって予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける方が責任を持って記入し、正しい情報を医師に伝えて接種に臨んでください。

- (1) 接種を受けることのできない方
 - (ア) 接種当日、明らかに発熱している方
 - (イ) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
 - (ウ) 過去にインフルエンザ予防接種を受けアナフィラキシー反応が出た方
 - (エ) その他医師が接種不適當な状態と判断した場合

※アナフィラキシー反応とは

通常接種後 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のことで、発汗・顔が急に腫れる・全身にひどいじんましんがでる・吐き気・嘔吐・声が出にくい・呼吸困難などの症状に続き血圧が下がっていく激しい全身反応です。

- (2) 予防接種前に担当医師とよく相談をしないといけない方
 - 心臓病・腎臓病・肝臓病や血液・その他慢性の病気で治療を受けている方、前回のインフルエンザ予防接種後 2 日以内に発熱・発疹・じんましん等アレルギー症状がでた方、けいれんを起こしたことがある方、今までに中耳炎や肺炎等によくかかり免疫異常と診断された方、インフルエンザワクチン成分または、鶏卵・鶏肉・その他鳥由来のものに対してアレルギーがある方。

5 接種を受けた後の一般的注意事項

- (1) 接種を受けた後 30 分程度は、急な副反応が起こることがありますので、医療機関内で様子をみられるか、医師（医療機関）とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- (2) インフルエンザワクチンの副反応の多くは、24 時間以内に出現しますので、この間は体調に注意してください。
- (3) お風呂に入ってもかまいませんが、注射した部位を強くこすらないで下さい。また、短時間の入浴にしてください。
- (4) 接種を受けた後は、注射した部位を清潔に保ち、当日は安静に過ごすように心がけ、激しい運動は避けましょう。
- (5) 接種部位の異常反応や体調不良が見られたときは、速やかに医師（医療機関）の診察を受けてください。

6 予防接種健康被害救済制度

予防接種法の定期接種によらない接種によって健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法や全国市長会予防接種事故賠償補償保険による救済が受けられます。

医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により入院が必要な程度の疾病や障害などが生じた場合は、救済の対象となります。健康被害の内容、程度等に応じて、薬事審議会（副作用被害判定部会）での審議を経た後、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金などが支給されます。

【問合せ先】

鹿屋市健康増進課（保健相談センター）

電話 0994-41-2110